

令和5年度真庭市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

- 1 健全化判断比率
 - ① 実質赤字比率
 - ② 連結実質赤字比率
 - ③ 実質公債費比率
 - ④ 将来負担比率
- 2 資金不足比率

第2 審査の期間

令和6年7月26日から令和6年8月19日まで

第3 審査の方法

審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼に、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、真庭市監査基準に基づき実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係書類、諸帳簿と符合し、正確であると認めた。
なお、健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらに対する審査意見は次のとおりである。

(注) 資料中の表に関する数値の単位などについて

- 1 数値の単位は、千円、%、ポイントであり、ポイントとはパーセント間の単純差引値である。
- 2 表示された数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。
- 3 符号の用法は、「-」が該当数値のないものであり、「△」が比較により減少したものである。

第1 審査の対象

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

表1 審査の対象となる会計区分等

普通会計	一般会計等		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	真庭市国民健康保険特別会計						
		真庭市後期高齢者医療特別会計						
		真庭市介護保険特別会計						
		真庭市介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定)						
		真庭市水道事業会計						
	法適用公営企業	真庭市下水道事業会計						
		真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業会計						
		真庭市浄化槽事業特別会計						
		真庭市津黒高原観光事業特別会計						
	法非適用公営企業	真庭市クリエイト菅谷事業特別会計						
		真庭市温泉事業特別会計						
一部事務組合 ・広域連合		岡山県中部環境施設組合						
		岡山県市町村税整理組合						
		岡山県市町村総合事務組合						
		岡山県後期高齢者医療広域連合						
		岡山県広域水道企業団						
地方公社・第三セクター								

※ 第三セクター等は、債務保証契約を締結していないなどにより、要件に該当する団体はない。

1 健全化判断比率

(1) 健全化判断比率の状況は次のとおりである。

表2 健全化判断比率の状況（総括）

(単位：%)

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	-	-	-	12.50	20.00
② 連結実質赤字比率	-	-	-	17.50	30.00
③ 実質公債費比率	10.9	10.7	10.3	25.0	35.0
④ 将来負担比率	-	-	-	350.0	

※ 実質公債費比率は、当該年度を含む過去3か年度の平均値である。

(2) 審査意見

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体のまちづくり施策等の最も主要な会計である「一般会計」の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

(算式)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質赤字比率では、実質赤字額がないため「-」で表示している。また、早期健全化基準は、本市の標準財政規模（19,941,397千円）から算定され、12.50%となっている（表2）。

なお、参考までに本市の一般会計の実質収支額1,172,003千円を、標準財政規模19,941,397千円で除して求めた黒字の比率は5.88%となり、前年度を2.3ポイント下回っている（表3）。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、市立病院や水道、下水道などの公営企業を含む全会計の実質赤字額（公営企業においては資金不足額）の合計額を、財政規模に対する割合で示すもので、比率は次の算式による。

(算式)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字比率では、実質赤字額がないため「-」で表示している。また、早期健全化基準は、実質赤字比率の基準値に5%を加えた17.50%となっている（表2）。

なお、参考までに本市の全会計の実質収支額4,524,215千円を、標準財政規模19,941,397千円で除して求めた黒字の比率は22.69%となり、前年度を4.98ポイント下回っている（表3）。

表3 実質収支額及び資金不足（剩余）額の状況と参考比率

（単位：千円、%、ポイント）

区分	令和5年度	令和4年度	前年度比較			
			増減	増減率		
一般会計 A	1,172,003	1,629,685	△457,682	△28.1		
標準財政規模 B	19,941,397	19,922,369	19,028	0.1		
(参考)実質収支が黒字の場合の比率 A／B	5.88	8.18	△2.30			
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	真庭市国民健康保険特別会計 真庭市後期高齢者医療特別会計 真庭市介護保険特別会計 真庭市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	28,790 1,164 172,632 1,316	21,305 990 326,423 1,611	7,485 174 △153,791 △295	35.1 17.6 △47.1 △18.3
	法適用公営企業	真庭市水道事業会計 真庭市下水道事業会計 真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業会計	1,017,354 150,378 1,964,700	1,282,687 292,893 1,944,429	△265,333 △142,515 20,271	△20.7 △48.7 1.0
	法非適用公営企業	真庭市浄化槽事業特別会計 真庭市津黒高原観光事業特別会計 真庭市クリエイト菅谷事業特別会計 真庭市温泉事業特別会計	1,061 85 0 14,732	1,035 118 0 12,221	26 △33 0 2,511	2.5 △28.0 - 20.5
	公営事業会計合計 C		3,352,212	3,883,712	△531,500	△13.7
	全会計合計 D (A + C)		4,524,215	5,513,397	△989,182	△17.9
	(参考)連結実質収支が黒字の場合の比率 D／B		22.69	27.67	△4.98	

本市において、全会計の実質収支は全て黒字である。企業会計についても資金剩余額が発生している。実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率又は連結実質赤字比率」は「△」などの負の値で表示するが、ここでは、参考として黒字の場合の比率として正の数値で表している。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業会計・一部事務組合等が負担する元利償還金（準元利償還金）を標準財政規模と比較し、借入金返済の負担度を指標化するもので、算式は次のとおりである。

(算式)

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(A + B) - (C + D)}{\text{標準財政規模} - D}$$

- A 元利償還金
- B 準元利償還金
- C 特定財源
- D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

実質公債費比率は10.9%となっており、前年度と比較して0.2ポイント高くなっているが（表4）、早期健全化基準の25.0%に対しては、前年度に引き続き大きく下回っている（表2）。

表4 実質公債費比率の状況

(単位：%、ポイント)

区分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	前年度比較	
				増 減	
実質公債費比率（3か年平均）	10.9	10.7	10.3		0.2
参考：実質公債費比率（単年度）	11.1	11.3	10.3		

表5 実質公債費比率算定に係る数値の内訳

(単位：千円、%、ポイント)

区分	令和5年度	令和4年度	前年度比較	
			増減	増減率
A 元利償還金（繰上償還額除外）	4,427,699	4,523,636	△95,937	△2.1
B 準元利償還金	1,408,576	1,415,364	△6,788	△0.5
真庭市水道事業会計	346,519	354,711	△8,192	△2.3
真庭市下水道事業会計	920,528	924,054	△3,526	△0.4
真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業会計	97,240	89,606	7,634	8.5
真庭市浄化槽事業特別会計	28,727	31,423	△2,696	△8.6
真庭市津黒高原観光事業特別会計	2,093	2,094	△1	0.0
一部事務組合等への補助金等	12,175	12,175	0	0.0
公債費に準ずる債務負担行為	1,294	1,301	△7	△0.5
一時借入金の利子	0	0	0	-
C 特定財源	39,485	46,238	△6,753	△14.6
公営住宅使用料	38,961	45,714	△6,753	△14.8
令和3年度臨時財政対策債償還基金費算入額	524	524	0	-
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,025,132	4,098,324	△73,192	△1.8
災害復旧費等に係る基準財政需要額（注1）	3,446,442	3,492,994	△46,552	△1.3
事業費補正により基準財政需要額に算入されたもの（注2）	446,752	464,264	△17,512	△3.8
密度補正により基準財政需要額に算入されたもの（注3）	131,938	141,066	△9,128	△6.5
標準財政規模	19,941,397	19,922,369	19,028	0.1
((A + B) - (C + D)) / (標準財政規模 - D)	0.1113112	0.1133995	△0.002088	
実質公債費比率（単年度）%	11.13112	11.33995	△0.20883	

実質公債費比率（3か年平均）%	10.9
-----------------	------

- A 元利償還金は、一般会計の公債費である。
- B 準元利償還金は、主として公営企業会計の支払う元利償還への一般会計からの繰入金や将来の支払を約束した債務負担行為額である。
- C 特定財源は、公債費に充当されるものである。
- D (注1) …臨時財政対策債、過疎債、合併特例債が主なものである。
- (注2) …道路橋りょう費、下水道費、小中学校費の市債償還金が主なものである。
- (注3) …水道、病院、簡易水道の企業債償還金である。

④ 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等が負担する借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担金等の実質的な債務額を標準財政規模と比較し、将来財政を圧迫する可能性の大きさを示すもので、算式は次のとおりである。

(算式)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (A)}{\text{標準財政規模} - (B)}$$

A 充当可能基金額 + 充当可能特定歳入 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
 B 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

表6 将来負担比率算定に係る数値の内訳

(単位：千円、%、ポイント)

区分	令和5年度	令和4年度	前年度比較	
			増減	増減率
将来負担額	49,388,824	50,662,909	△ 1,274,085	△ 2.5
地方債の現在高	33,045,103	34,044,791	△ 999,688	△ 2.9
債務負担行為に基づく支出予定額	36,498	40,337	△ 3,839	△ 9.5
公営企業債等繰入見込額	11,024,156	11,373,881	△ 349,725	△ 3.1
組合負担等見込額	107,653	117,565	△ 9,912	△ 8.4
退職手当負担見込額	5,175,123	5,085,971	89,152	1.8
設立法人の負債額等負担見込額	291	364	△ 73	△ 20.1
A 充當可能財源等	64,216,145	65,066,051	△ 849,906	△ 1.3
充當可能基金	29,447,799	29,641,570	△ 193,771	△ 0.7
充當可能特定歳入	152,247	189,985	△ 37,738	△ 19.9
うち都市計画税	0	0	0	-
基準財政需要額算入見込額	34,616,099	35,234,496	△ 618,397	△ 1.8
標準財政規模	19,941,397	19,922,369	19,028	0.1
B 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,025,132	4,098,324	△ 73,192	△ 1.8
将来負担額 - (A) 標準財政規模 - (B)	△ 0.93158	△ 0.91021	△ 0.02137	
将来負担比率	△ 93.1	△ 91.0	△ 2.1	

将来負担比率は△93.1%となっており、前年度を2.1ポイント下回っている（表6）。

なお、比率が負の値となることは、充当可能な財源が将来負担額を上回ることを表しており、表2では「-」で表示しているが、ここでは参考として、負の値の数値をそのまま記載している。

2 資金不足比率

(1) 資金不足比率

資金不足比率の状況は次のとおりである。

表7 資金不足比率の状況

(単位：%)

公 営 企 業 会 計 の 名 称	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
真庭市水道事業会計	－	－	20.0
真庭市下水道事業会計	－	－	
真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業会計	－	－	
真庭市浄化槽事業特別会計	－	－	
真庭市津黒高原観光事業特別会計	－	－	
真庭市クリエイト菅谷事業特別会計	－	－	
真庭市温泉事業特別会計	－	－	

(2) 審査意見

資金不足比率は、公営企業の資金不足額を事業の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもので、算式は次のとおりである。本市の場合、資金不足は生じていないため、「－」で表示している（表7）。

資金不足比率審査の対象となる会計は、法適用企業（地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業）に係る特別会計及び法非適用企業（地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの）に係る特別会計である。

(算式)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

法適用企業資金不足額 = (A 流動負債 + B 地方債現在高 - C 流動資産) - D 解消可能資金不足額

法非適用企業資金不足額 = (A 歳出額 + B 地方債現在高 - C 歳入額) - D 解消可能資金不足額

法適用企業事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

法非適用企業事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

参考までに、資金剩余额と事業の規模についての状況を示した（表8・表9）。

表8 法適用企業の資金剩余额の状況

(単位：千円)

区分		年度	A 流動負債 (注1)	B 地方債現在高 (注2)	C 流動資産 (注3)	D 解消可能資金 不足額	E 資金剩余额	F 事業の規模
法 適 用 公 営 企 業	真庭市水道事業会計	令和5年度	171,070	11,313	1,199,737	0	1,017,354	825,404
		令和4年度	34,029	13,976	1,330,692	0	1,282,687	843,517
		増減額	137,041	△ 2,663	△ 130,955	0	△ 265,333	△ 18,113
	真庭市下水道事業 会計	令和5年度	475,443	0	625,821	0	150,378	335,354
		令和4年度	225,678	0	518,571	0	292,893	333,081
		増減額	249,765	0	107,250	0	△ 142,515	2,273
	真庭市国民健康 保険湯原温泉病院 事業会計	令和5年度	145,990	0	2,110,690	0	1,964,700	1,052,135
		令和4年度	116,062	0	2,060,491	0	1,944,429	1,058,751
		増減額	29,928	0	50,199	0	20,271	△ 6,616

(注1) A 流動負債は、控除企業債等を除く額である。

(注2) B 地方債現在高は、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起きた地方債の現在高である。

(注3) C 流動資産は、控除財源を除く額である。

表9 法非適用企業の資金剩余额の状況

(単位：千円)

区分		年度	A 歳出額	B 地方債 現在高	C 歳入額(翌年度 に繰り越すべき財 源を除く)	D 解消可能 資金不足額	E 資金剩余额	F 事業の規模
法 非 適 用 公 営 企 業	真庭市浄化槽 事業特別会計	令和5年度	45,524	0	46,585	0	1,061	3,416
		令和4年度	52,611	0	53,646	0	1,035	5,065
		増減額	△ 7,087	0	△ 7,061	0	26	△ 1,649
	真庭市津黒 高原觀光事業 特別会計	令和5年度	29,175	0	29,260	0	85	40,680
		令和4年度	33,389	0	33,507	0	118	57,208
		増減額	△ 4,214	0	△ 4,247	0	△ 33	△ 16,528
	真庭市クリエイト 菅谷事業特別 会計	令和5年度	9,324	0	9,324	0	0	11,645
		令和4年度	17,866	0	17,866	0	0	9,162
		増減額	△ 8,542	0	△ 8,542	0	0	2,483
	真庭市温泉 事業特別会計	令和5年度	114,325	0	129,057	0	14,732	95,771
		令和4年度	97,352	0	109,573	0	12,221	92,258
		増減額	16,973	0	19,484	0	2,511	3,513

いずれの会計も資金不足額を生じておらず、経営健全化計画の策定を求められる水準ではない。しかしながら、一般会計から繰出しの基準以外の繰入金により収支の均衡を保つ状態の会計もあることから、今後とも経営の健全化には、十分な注意を払って取り組まれたい。

むすび

以上のとおり、令和5年度の健全化判断比率の各指標は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率では、いずれも実質赤字は生じていない。

実質公債費比率は10.9%と、前年度と比較して0.2ポイント高くなっているが、将来負担比率は、充当可能な財源が将来負担額を上回り、実質的に2.1ポイント改善している。

これらの数値は、早期健全化基準を大きく下回っており、財政健全化計画の策定を求められるような水準ではない。

これは、令和5年度においても、将来に備えた行財政改革の推進と節度ある財政運営に努めてきた成果であると認められる。

また、法適用公営企業及び法非適用公営企業に係る資金不足比率では、いずれも資金不足は生じていないが、各公営企業においては、今後とも市民サービスの向上と健全な企業経営を、より高い水準で達成するよう鋭意取り組みたい。

最後に、今日の社会情勢を見てみると、エネルギー価格の高騰等による物価高騰が、社会経済や国民生活に大きな影響を及ぼし深刻な状況になっている。

また、近年の人口減少や少子高齢化の進行により、一般財源の確保が困難な状況であり、財政運営は厳しい状況に置かれるものと予想される。

本法（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）の趣旨を踏まえ、今後も引き続き社会情勢の動向を注視し、将来にわたって安定的な財政運営が維持できるよう財政基盤の強化に努められたい。

(参考資料)

標準財政規模について

標準財政規模は、通常収入される経常一般財源の規模を示すもので、市税等の標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額の合計額で財政規模を表すもので、本市の場合は次表のとおりの状況である。財政健全化判断比率は、財政規模に対する割合を求めるため、計算上分母として用いられ、その額の増減は数値の改善や悪化の要因となる。

表 10 標準財政規模の状況

(単位：千円、%)

区分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	前年度比較	
				増減額	増減率
標準財政規模	19,941,397	19,922,369	20,297,053	19,028	0.1
標準税収入額等	6,885,944	6,816,872	6,367,775	69,072	1.0
普通交付税額	12,963,688	12,901,718	13,166,387	61,970	0.5
臨時財政対策債発行可能額	91,765	203,779	762,891	△ 112,014	△ 55.0

法適用公営企業と法非適用公営企業

法適用公営企業とは、地方公営企業法の適用を受ける事業で、発生主義に基づく複式簿記等の企業会計で処理されている。一方、法非適用公営企業は、同法の適用を受けない事業で、現金主義の官庁会計で処理されている。

早期健全化基準・財政再生基準の適用

地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐために「早期健全化基準」、「財政再生基準」の2段階で財政悪化をチェックすることが目的である。

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定めることとなる。

財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難と認められるときは、国等の関与により、確実な財政再生が行われることとなる。